大阪市水道局告示第67号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施 行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店舗名		所 在	地	変更年月日
大阪信用金庫	本店営業部	変更前変更後	大阪府大阪市天王寺 -1-6 大阪府大阪市天王寺区 -9-14		令和7年 11月10日

(水道局総務部経理課)